

グループホームにおける都加算・区加算について

令和3年4月1日版

加算区分	対 象			概 要	単 価 表							
	事業所所在地	知的 身体 ^{※1} 難病 ^{※2}	精神									
都加算	運営費の助成	都外	×	×	<p>＊「障害支援区分に応じた都加算日額単価」×基準日数額を支払う。</p> <p>＊夜間加算は、東京都から国の夜間支援体制加算の対象となる夜間支援を行っている認められたグループホームに、「夜間加算：991円/日額」×基準日数から国給付額（夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ））を控除した額を支払う。</p> <p>＊精神科医療連携体制加算は、東京都から精神科医療連携体制加算の対象となる条件を満たしていると認められたグループホームに、「精神科医療連携体制加算：330円/日額」×基準日数額を支払う。</p> <p>＊基準日数 原則、入居者が入院・外泊していても暦日数分を請求できる。ただし、月の途中で入居や退所した場合は、利用日数分となる。</p>	<p>【都加算日額単価】 東京都障害者グループホーム支援事業 取扱要領 別表2-1、2-2参照</p>						
		都内	○	○								
		区内	○	○								
都加算	家賃助成	都外	○	×	<p>＊入居者の口座に、本人の月額所得額により全額または半額【限度額24,000円・12,000円】を支払う。</p> <p>＊補足給付対象者の場合は、上記限度額から補足給付額を控除した額が限度額となる。</p> <p>＊生活保護受給者は対象外。</p>	<p>【家賃助成（都加算）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居者の所得額</th> <th>家賃助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73,000円未満/月額</td> <td>24,000円/月額 ※家賃が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額。</td> </tr> <tr> <td>73,000円/月額以上 97,000円/月額未満</td> <td>12,000円/月額 ※家賃が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額。</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の所得額	家賃助成額	73,000円未満/月額	24,000円/月額 ※家賃が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額。	73,000円/月額以上 97,000円/月額未満	12,000円/月額 ※家賃が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額。
		入居者の所得額	家賃助成額									
		73,000円未満/月額	24,000円/月額 ※家賃が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額。									
73,000円/月額以上 97,000円/月額未満	12,000円/月額 ※家賃が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額。											
都内	○	×										
区内	○	×										
都加算	施設借上費	都外	×	×	<p>＊グループホームの口座に、大家とグループホームの賃貸借契約書に記載された家賃・更新料・礼金【限度額69,800円】を支払う。</p> <p>＊補足給付対象者の場合は、上記限度額から補足給付額を控除した額が限度額となる。</p> <p>＊生活保護受給者については、補足給付額と住宅扶助費【限度額69,800円】を控除してもなお残額がある場合に、都加算を支払う。</p>	<p>【施設借上費（都加算）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設借上費</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69,800円/月額 ※家賃が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額。</td> <td>①居室の家賃、更新料および礼金 ②生活保護受給者の住宅扶助費は除く</td> </tr> </tbody> </table>	施設借上費	摘 要	69,800円/月額 ※家賃が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額。	①居室の家賃、更新料および礼金 ②生活保護受給者の住宅扶助費は除く		
		施設借上費	摘 要									
		69,800円/月額 ※家賃が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額。	①居室の家賃、更新料および礼金 ②生活保護受給者の住宅扶助費は除く									
都内	△	○										
区内	△	○										

加算区分			対 象			概 要	単 価 表				
			事業所所在地	知的 身体※1 難病※2	精神						
都加算	通過型加算	事業加算	都外	×	×	* 都内通過型グループホームに事業加算：926円【日額】を支払う。	【通過型加算（都加算）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通過型加算（1人あたり）</td> <td>926円/日額</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	通過型加算（1人あたり）	926円/日額
			項 目	金 額							
			通過型加算（1人あたり）	926円/日額							
	都内	△	○								
	区内	△	○								
	施設借上費	都外	×	×	* 区内通過型グループホームに施設借上費：69,800円【月額】を支払う。 *①は退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日まで。	【通過型 施設借上費（都加算）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設借上費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69,800円/月額</td> <td>①退去した居室の家賃、更新料および礼金 ②交流室（1室）の家賃、更新料および礼金</td> </tr> </tbody> </table>	施設借上費	金 額	69,800円/月額	①退去した居室の家賃、更新料および礼金 ②交流室（1室）の家賃、更新料および礼金	
施設借上費		金 額									
69,800円/月額		①退去した居室の家賃、更新料および礼金 ②交流室（1室）の家賃、更新料および礼金									
都内	×	×									
区内	△	○									
区加算	運営費の助成	都外	○	×	* 都外グループホーム（精神除く）に事業加算：720円【日額】を支払う。 * 基準日数原則、入居者が入院・外泊していても暦日数分を請求できる。ただし、月の途中で入居や退所した場合は、利用日数分となる。	【区基本額（区加算）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区加算額</td> <td>720円/日額</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	区加算額	720円/日額	
		項 目	金 額								
		区加算額	720円/日額								
	都内	×	×								
	区内	×	×								
	施設借上費	都外	×	×	* 区内通過型グループホームに都加算（施設借上費）で充当しきれなかった差額分を支払う。 ① 交流室差額【限度額69,800円】 ② I 居室の更新料・礼金の差額【限度額104,700円】 II 交流室の更新料・礼金の差額【限度額104,700円】	【施設借上費（区加算）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設借上費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69,800円/月額</td> <td>① 交流室家賃—都加算（施設借上費）</td> </tr> <tr> <td>104,700円/月額</td> <td>② I 居室更新料および礼金—都加算（施設借上費） ② II 交流室（1室）の更新料および礼金—都加算（施設借上費）</td> </tr> </tbody> </table>	施設借上費	金 額	69,800円/月額	① 交流室家賃—都加算（施設借上費）	104,700円/月額
施設借上費		金 額									
69,800円/月額		① 交流室家賃—都加算（施設借上費）									
104,700円/月額	② I 居室更新料および礼金—都加算（施設借上費） ② II 交流室（1室）の更新料および礼金—都加算（施設借上費）										
都内	×	×									
区内	△	○									

※1) H21.10月～身体障害者を対象者に含む

※2) H25.4月～難病患者等を対象者に含む

※3) H27.4月～通過型加算については、通過型GHに入居する身体・知的・難病患者を対象者に含む

※4) R3.4月～運営費の助成、夜間加算、精神科医療連携体制加算、通過型加算については
第三者評価の受審と外部研修等受講のいずれの条件も満たしている場合に助成するものとする